

(仮称) 笹峠風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和2年3月

日立造船株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1ヶ月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和2年1月24日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 令和2年1月24日（金）付 福島民友新聞（朝刊：23面）、福島民報新聞（朝刊：23面）

②地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

下記広報紙に「お知らせ」を掲載した。

- ・ 広報いいたて お知らせ版第932号（別紙2参照）
- ・ 広報にほんまつ 令和2年2月号（別紙3参照）
- ・ 広報なみえ 令和2年2月号（別紙4参照）

※川俣町の対象事業実施区域周辺地区（小綱木地区、飯坂地区、山木屋地区）については、町広報誌への折り込みチラシを配布した。（別紙5参照）

③インターネットによるお知らせ

令和2年1月24日（金）から、下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・ 福島県のウェブサイト（別紙6参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-35.html>

- ・ 日立造船株式会社のウェブサイト（別紙7参照）

<https://www.hitachizosen.co.jp/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計11箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課
- ・ 飯舘村役場総務課
- ・ 川俣町役場企画財政課
- ・ 川俣町小綱木公民館

- ・川俣町飯坂公民館
- ・川俣町山木屋地区「とんやの郷」情報コーナー
- ・伊達市役所生活環境課
- ・二本松市役所市民部生活環境課
- ・二本松市役所東和支所
- ・二本松市役所岩代支所
- ・浪江町役場産業振興課

②インターネットの利用による縦覧

- ・日立造船株式会社のウェブサイト
<https://www.hitachizosen.co.jp/>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：令和2年1月24日（金）から令和2年2月25日（火）まで
（土・日、祝日を除く開庁時）
- ・縦覧時間：各庁舎・各公民館等の開庁・開館時間内

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。また、川俣町のウェブサイト当該縦覧ページへのリンクを掲載することにより参照可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は2名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課 2名

飯舘村役場総務課 0名

川俣町役場企画財政課 0名

川俣町小綱木公民館 0名

川俣町飯坂公民館 0名

川俣町山木屋地区「とんやの郷」情報コーナー 0名

伊達市役所生活環境課 0名

二本松市役所市民部生活環境課 0名

二本松市役所東和支所 0名

二本松市役所岩代支所 0名

浪江町役場産業振興課 0名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和2年2月15日（土）10時00分から11時00分まで
- ・開催場所：飯坂公民館（川俣町飯坂字南古堂道内4番地の1）
- ・来場者数：12名

- ・開催日時：令和2年2月15日（土）13時00分から14時00分まで
- ・開催場所：山木屋公民館（川俣町山木屋字小塚5番地の8）
- ・来場者数：12名

- ・開催日時：令和2年2月15日（土）15時00分から16時00分まで
- ・開催場所：小綱木公民館（川俣町小綱木字脇11番地）
- ・来場者数：3名

- ・開催日時：令和2年2月18日（火）14時00分から15時00分まで
- ・開催場所：飯舘村交流センターふれ愛館（飯舘村草野字大師堂17番地）
- ・来場者数：2名

- ・開催日時：令和2年2月18日（火）18時00分から19時00分まで
- ・開催場所：二本松市東和文化センター（二本松市針道字上台132番地）
- ・来場者数：1名

- ・開催日時：令和2年2月19日（水）14時30分から15時30分まで
- ・開催場所：浪江町役場3階301会議室（浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2）
- ・来場者数：1名

- ・開催日時：令和2年2月19日（水）19時30分から20時30分まで
- ・開催場所：月舘中央交流館（伊達市月舘町月舘字ウルシ坊19番地の1）
- ・来場者数：0名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(別紙8、別紙9参照)

(1) 意見書の提出期間

令和2年1月24日(水)から令和2年3月10日(火)まで

(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

①縦覧場所に設置した意見書箱への投函

②日立造船株式会社への書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は2通、意見総数は36件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条の規定に基づく方法書について、環境の保全の見地から提出された意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、表2-1～2-2のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書1）

青森県十和田市在住A氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■1. 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。	意見は要約せず、全文公開いたします。また、意見はそれぞれに回答し、その意見の順番は並び替えいたしません。
2	■2. P353 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（発電を開始する風速）未満であってもブレードは回転するのか？との意見に対して事業者は「現段階では決まっておりません」と回答した。それでは、バットストライクの予測は、「カットイン風速未満であってもブレードが回転する」前提で行うこと。	採用を予定する風力発電機は決まっていない段階です。採用する風力発電機が決まり次第確認いたします。
3	■3. P353 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱風時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？との意見に対して事業者は「現段階では決まっておりません」と回答した。それでは、事業者はカットイン風速以上でフェザリングできない機種を国内で何基使用しているのか。	当社で使用した実績はございません。
4	●4. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。国内で報告されたバットストライクの事例は以下のものがあった。実際にはスカベンジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。 ※45 個体（4 種、1～32 個体）、2015、07 までに調べた6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」（河合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌22(1)、9-11、2017） ※ヒナコウモリ2個体、アブラコウモリ1個体、合計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコウモリ類2種の死骸について」（重昆達也ほか、東海自然誌(11)、2018）静岡県 ※ヒナコウモリ3個体「大間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に係る報告書」（平成30年10月、株式会社ジェイウインド）青森県 ※コテングコウモリ1個体、ヤマコウモリ2個体、ユビナガコウモリ2個体、ヒナコウモリ4個体、合計9個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報	バットストライクの発生については、当該地域の状況、環境によって一律ではないと考えております。環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
	告書」(平成 31 年 4 月、岩手県) ※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体、合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月、株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道 ※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体、合計 9 個体「能代風力発電所リプレイス計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県 ※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風力発電事業供用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県 ※ヤマコウモリ 1 個体、ヒナコウモリ属 1 個体、合計 2 個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020 年 2 月、コスモエコパワー株式会社) 北海道	
5	■5. コウモリ類の保全措置として「稼働制限」を実施して欲しい 国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
6	■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的 「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。 ※Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
7	■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施してほしい」 本事業者である「日立造船株式会社」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか? 上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時から」必ず実施して頂きたい。	環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
8	■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと 本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速未満の風速時にのみ保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それは事	環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
	業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく。 コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的な調査や予測など一切行う必要がないからだ。仮に事業者が「適切な保全措置」を実施するつもりがあるならば、科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。	
9	■9. 環境保全措置の実施時期について 保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が事後調査前から追加的保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。	環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
10	■10. 「事後調査」は信用できない理由 ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者の利害関係者である可能性が高いので信用できない。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④から、「事後調査」は信用できない。	ご意見も参考にし、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、環境保全措置や事後調査の内容を検討いたします。
11	■11. 「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違いについて バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値(死亡個体数)及び根拠を述べよ。	環境影響評価方法書を提出した段階であり、バットストライクの影響予測はおこなっておりません。
12	■12. 「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を述べよ。	過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれもあると思われる場合と考えております。
13	■13. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」 国内の風力発電機施設においてバットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
14	■14. 「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2 国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への	準備書までの調査の内容については、専門家からの意見等を踏まえ、環境影響評価方法書に記載しております。 環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
	影態はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』 とは言いきれない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。よって、本事業者らの課題は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのための調査を「準備書までに」実施して頂きたい。	
15	■15. 「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」について定義を延べよ』という住民等意見に対して、 ===== 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 ===== と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではないが、見解を述べよ。	回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要であると考えております。
16	■16. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
17	■17. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は P351 「ライトアップをしないことにより（中略）風力発電機周辺を採餌環境とならないよう配慮することで、コウモリ類については間接的影響に対して低減される」と回答した。しかし「間接的影響」の定義が曖昧だ。アセスメントにおける「間接的影響」の定義を述べよ。	風力発電機周辺を採餌環境とならないよう配慮しても、コウモリ類の餌となる全ての昆虫類に効果的なものではないことから、間接的影響と表現しました。
18	■18. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は P351 「ライトアップをしないことにより（中略）風力発電機周辺を採餌環境とならないよう配慮することで、コウモリ類については間接的影響に対して低減される」と回答した。しかし、P351 事業者回答の回避・低減の定義によれば、「ライトアップを実行しないことにより（中略）風車周辺を採餌環境とならないよう配慮すること（影響要因を遠ざけること）で、コウモリ類については間接的影響を『回避する』」となるはずだが、なぜ、わざと「間接的影響に対して『低減』」と回答したのか？	回避と低減の概念は、視点や影響の低減の程度の捉え方によって異なるため、実施する環境保全措置が回避であるのか低減であるのかの区別は重要ではなく、あくまで環境への影響をどの程度低減することができるのかの観点から検討を行うことが重要であると考えております。
19	■19. 回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』でき	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
	ないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要があるが、事業者の見解を述べよ。	
20	■20.「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。研究で「カットインをあげること」がバットストライクを低減する効果があることが「すでに」判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher, 2010)	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
21	■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、環境保全措置は安全側にとること。保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、「コウモリを殺す前」から実施することが重要である。	環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
22	■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 2 そもそも「コウモリに影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しないでコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように。	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
23	■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 3 今後、事業者は「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。この「バットストライクの予測には不確実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」という主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにしてもよい」という記載はない。これについて、事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	ご意見も参考にし、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、環境保全措置や事後調査の内容を検討いたします。
24	■24. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前から」実施すること 4 今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実態は不明な点も多く、保全措置についても検討され始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検討する」などの主張をするかもしれない。国内では 2010 年からバットストライクが確認されており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引	ご意見も参考にし、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、環境保全措置や事後調査の内容を検討いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
	き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国内で保全措置が検討され始めた」からといって、それが「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばしにしてよい」という根拠にはならないことを先に指摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述べよ。	
25	■25. P289 音声モニタリング調査の調査地点について バットディテクターによる音声モニタリング調査地点が3か所のみであるが、その根拠を述べよ。「利用頻度を比較する」つもりならば、すべての風力発電機設置位置(17箇所)において日没前から日の出まで自動録音調査するべきではないのか。	音声モニタリング調査地点は、専門家の助言、植生の状況も踏まえて、風況観測塔のほか、対象事業実施区域の北側と南側に設定しました。
26	■26. バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる音声モニタリング時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	音声モニタリング調査の記録時間は、16時から翌日6時を基本に設定いたします。
27	■27. バットディテクターによる調査について バットディテクターの探知距離は短く、地上からでは高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほとんど探知できない。よって準備書には使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。なお「仕様に書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	探知距離とマイクの設置方向は、準備書に記載いたします。
28	■28. 重要種以外のコウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	環境保全措置の内容については、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ検討いたします。
29	■29. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行うP282「音声モニタリング調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAT」http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml）等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。	音声モニタリング調査による結果は、定量的に算出可能です。準備書では定量的な調査結果の取りまとめに努めます。
30	■30. 「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングするコウモリ類の専門家について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。また、残念ながら国内においてバットストライクの予測に関して具体的指針は	国内の最新の知見や専門家からの助言等を踏まえ、適切な予測を行います。

No.	意見の概要	事業者の見解
	策定されていない。よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	
31	■31. 月2回程度の死骸探索調査など信用できない コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。 仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。 *平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握Ⅰ報告書）P213. NEDO, 2018.	今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、事後調査の内容を検討いたします。
32	■32. 事後調査（死骸探索調査）は徹底的に実施すること コウモリ類の事後調査（死骸探索調査）は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで必ず実施すること。	ご意見も参考にし、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、事後調査の内容を検討いたします。
33	■33. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べる。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)	ご意見も参考にし、今後実施する現地調査結果や専門家からの助言等を踏まえ、事後調査の内容を検討いたします。

表 2-2 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解（意見書 2）

福島県福島市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本事業については、配慮書段階において花塚山並びに周辺部の景観保護、放射線防護、防災面等の懸念について意見を述べましたが、今般の方法書では良識ある見直しや具体的な手法が触れられていないことに落胆せざるを得ません。とりわけ、景観面では発電機設置範囲を拡張する等、環境影響評価の目的を逸脱するような変更と思えてなりません。改めて保全を強く求めます。一部住民からの意見には、発電施設を観光地とするような発想も見られますが、各地で健康被害も発生しており、デメリット情報を示した上で検討することが不可欠であります。	花塚山に風力発電機を設置する計画とするか否かは、地域住民の方等のご意見やボーリング調査結果を踏まえ、判断したいと考えております。
2	また、昨年 10 月の台風 19 号による災害の発生を考慮した場合、同様の豪雨災害を念頭に事業の立案が必要であり、水源かん養保安林等の保全は必須であります。さらには沈砂池や防災施設の能力は 100 年単位以上の降雨強度に基づく設計が必要であり、地域の安全を最優先すべきです。加えて、放射線物質の飛散・流出についても関連付けて評価すべきであり、影響評価項目においては、施設の稼働後まで行うべきです。	森林が持つ水源のかん養機能、土砂流出防止機能等に影響が及ばないよう、森林の転用面積は必要最小限といたします。 開発事業における土砂流出防止対策として、沈砂池の適正構造と管理対応方策を確実に行うようにいたします。 放射線の量に関する環境保全措置の内容については、国内の最新の知見、現地調査結果、専門家からの助言等を踏まえ、施設の稼働後も含めて検討いたします。
3	終わりに、本事業周辺部において複数の類似事業が計画されており、その影響は累積的となり、特に希少猛禽類を始め、多くの鳥類にとって危険性が増大するものとなりますが、調査回数、調査ポイントは少なく生息状況全体を把握することは困難であり、より充実させることが必要です。また、地域的特徴としては比較的多く見られる「ノスリ」についての影響把握が必要であり、対象に加えることを強く求めます。	鳥類の調査内容については、専門家の助言も踏まえて設定しました。本事業と他事業との累積的な影響の予測については、他事業の計画が明らかとなった場合において、必要性を検討した上で実施いたします。 希少猛禽類の調査においては、ノスリも記録することといたします。

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞、福島民報新聞（令和2年1月24日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)笹峠風力発電事業 環境影響評価方法書を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 日立造船株式会社
代表者の氏名 取締役会長兼社長 谷所 敬
事務所の所在地 大阪市住之江区南港北一丁目七番八九号
二、対象事業の名称 (仮称)笹峠風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大七万三千百キロワット
三、対象事業実施区域 福島県飯館村及び川俣町の行政界周辺
四、関係地域の範囲 福島県飯館村、川俣町、伊達市、二本松市、浪江町
五、縦覧の場所・期間 福島県庁環境共生課、飯館村役場総務課、川俣町役場企画財政課、川俣町小綱木公民館、川俣町飯坂公民館(月曜休館)、川俣町山木屋地区「とんやの郷」情報コーナー、伊達市役所生活環境課、二本松市役所生活環境課、二本松市岩代支所、二本松市東支所、浪江町役場産業振興課
※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧
期間 令和二年一月二十四日(金)から
令和二年二月二十五日(火)まで
<https://www.hitachizosen.co.jp/>

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見の理由を含むを、記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます。意見書箱にご投函くださるか、令和二年三月十日(火)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、説明会の開催を予定する日時及び場所

- (一) 飯館村交流センターふれ愛館(飯館村草野字大師堂十七番地)
二月十八日(火)午後二時～午後三時
- (二) 飯坂公民館(川俣町飯坂字南古堂道内四番地の二)
二月十五日(土)午前十時～午前十一時
- (三) 山木屋公民館(川俣町山木屋字小塚五番地の八)
二月十五日(土)午後一時～午後二時
- (四) 小綱木公民館(川俣町小綱木字脇十一番地)
二月十五日(土)午後二時～午後四時
- (五) 月館中央交流館(伊達市月館町月館字ウルシ坊十九番地の二)
二月十九日(水)午後七時半～午後八時半
- (六) 二本松市東和文化センター(二本松市針道字上台一三二番地)
二月十八日(火)午後六時～午後七時
- (七) 浪江町役場三階三〇一会議室
(浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二)
二月十九日(水)午後二時半～午後三時半

八、問い合わせ先 日立造船株式会社
〒五五九・八五五九 大阪市住之江区南港北一丁目七番八九号
電話〇六(六五六九)〇二二四 (担当)石井大槻

○広報誌による「お知らせ」

広報いいたて お知らせ版第 932 号

食品中の放射性物質測定結果のお知らせ

令和元年12月1日から31日までに村で行った食品等の放射性物質の測定結果について、お知らせします。その他の測定品目や詳細な測定結果については、村ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

1. 飲料水

放射性セシウムの基準値「飲料水 10Bq/L」

測定品目	測定件数	セシウム 検出件数	検出 最大値	採取地
井戸水・湧水等	1	0	-	関沢

2. 一般食品

放射性セシウムの基準値「一般食品 100Bq/Kg」「乳児用食品 50Bq/Kg」

測定品目	測定件数	セシウム 検出件数	検出 最大値	採取地
カボチャ	4	0	-	大倉 他
白菜	3	0	-	前田 他
干し柿	3	3	24Bq/kg	上飯樋 他

問復興対策課農政第二係 (☎0244-42-1625)

各行政区の放射線測定値

村が独自に計測した各行政区の1時間当たりの大気中放射線測定値は次のとおりです。放射線量は計測した日の天候・湿度などで変化します。単位は全てマイクロシーベルト/時です。※は除染未実施分です。

【農地】(地上から1m及び1cmの高さで測定)

行政区	小字地内	1月7日(曇)		12月18日(曇)	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大谷地内	0.19	0.16	0.14	0.15
2	深谷字原前地内	0.36	0.34	0.33	0.35
3	伊丹沢字山田地内	0.20	0.18	0.30	0.31
4	関沢字中頃地内	0.19	0.17	0.20	0.18
5	小宮字曲田地内	0.32	0.31	0.35	0.37
6	八木沢字上八木沢地内	0.26	0.24	0.26	0.25
7	大倉字湯舟地内	0.18	0.19	0.17	0.18
8	佐須字佐須地内	0.21	0.22	0.19	0.18
9	草野字柏家地内	0.14	0.15	0.15	0.15
10	飯樋字下樋地内	0.29	0.28	0.29	0.28
11	飯樋字一ノ関地内	0.30	0.38	0.31	0.27
12	飯樋字笠石地内	0.22	0.19	0.20	0.21
13	飯樋字原地内	0.28	0.25	0.22	0.24
14	比曾字比曾地内	0.22	0.21	0.22	0.23
15※	長泥字長泥地内	1.77	2.06	1.75	2.06
16	藤平字木戸地内	0.39	0.34	0.39	0.36
17	松塚字神田地内	0.15	0.16	0.17	0.18
18	臼石字町地内	0.27	0.26	0.39	0.41
19	前田字福田地内	0.33	0.29	0.32	0.27
20	二枚橋字町地内	0.29	0.33	0.30	0.33

【宅地】(地上から1m及び1cmの高さで測定)

行政区	小字地内	1月7日(曇)		12月18日	
		1m	1cm	1m	1cm
1	草野字大師堂地内	0.18	0.17	0.17	0.18
2	深谷字大森地内	0.21	0.23	0.21	0.23
3	伊丹沢字山田地内	0.11	0.11	0.12	0.13
4	関沢字中頃地内	0.21	0.20	0.22	0.22
5	小宮字曲田地内	0.24	0.22	0.28	0.20
6	芦原白金地内	0.15	0.14	0.16	0.15
7	大倉字大倉地内	0.12	0.12	0.09	0.11
8	佐須字虎捕地内	0.25	0.22	0.24	0.18
9	草野字大坂地内	0.16	0.17	0.19	0.17
10	飯樋字町地内	0.17	0.17	0.26	0.26
11	飯樋字割木地内	0.20	0.18	0.21	0.19
12	飯樋字笠石地内	0.19	0.18	0.21	0.20
13	飯樋字宮仲地内	0.11	0.09	0.12	0.10
14	比曾字中比曾地内	0.17	0.16	0.17	0.15
15	長泥字曲田地内	1.46	1.57	1.46	1.44
16	藤平字藤平地内	0.30	0.29	0.30	0.31
17	関沢字押木内地内	0.13	0.13	0.13	0.12
18	臼石字菅田地内	0.17	0.16	0.17	0.16
19	前田字古今明地内	0.18	0.15	0.17	0.15
20	須萱字水上地内	0.12	0.13	0.11	0.12

革工芸教室のお知らせ

村では、革工芸教室を開催します。すてきな小物入れを作りませんか？皆様の参加をお待ちしています。

○日 時…2月19日(水) 午後1時30分～午後3時30分

○場 所…交流センターふれ愛館 小研修室

○定 員…10名 ○材料費…2,000円

参加される方は、2月5日(水)までにお申し込みください。

問生涯学習課 (ふれ愛館☎0244-42-0072)

ゆずカフェ開催のお知らせ

村では認知症の方やそのご家族、村民などなたでも自由に参加できる集いの場「ゆずカフェ」を開催します。悩み事の相談・情報交換・介護の合間の息抜きなど、美味しい飲み物を飲みながらおしゃべりしませんか？お気軽にご参加ください。

○日 時…1月31日(金) 午前9時30分～午前11時30分

○場 所…交流センターふれ愛館 キッチンスタジオ

○申 込…1月28日(火)まで下記までお申し込みください。

申込・問飯館村地域包括支援センター (☎0244-42-1626)

弁護士による心配ごと相談を開催します

村社会福祉協議会では、鈴木芳喜弁護士による「心配ごと相談」を下記のとおり開催しますのでご利用ください。相談は無料です。

○日 時…2月20日(木) 午後1時15分～午後3時

○会 場…飯館村社会福祉協議会 (陽だまりの家)

○申し込み…2月17日(月)まで村社会福祉協議会に申込みください。

問飯館村社会福祉協議会 (陽だまりの家☎0244-42-1021)

「お茶のみ会」のご案内

村社会福祉協議会では、避難先での「お茶のみ会」を開催します。

開催日	時間	場所	会費
2月7日(金)	午前10時 ～午前11時30分	川俣町老人福祉センター いきいき荘	100円 当日 徴収
2月14日(金)		南相馬市原町区福祉会館 大会議室	

問村社会福祉協議会 (陽だまりの家☎0244-42-1021)

健康体操教室のお知らせ

きつづきの会 (会長 齋藤政行) では、健康体操教室を行います。村民の方、どなたでも参加できます。皆様のご参加をお待ちしています。

○日 時…2月4日(火)、25日(火) 午後1時30分～午後3時

2月18日(火) 午前10時～午前11時30分

○場 所…交流センターふれ愛館 ○持ち物…5本指ソックス、飲み物

○講 師…快フィットネス研究所 吉井雅彦先生

問きつづきの会 会長 齋藤 (☎090-5183-9247)

「(仮称)笹峠風力発電事業」住民説明会の開催について

日立造船株式会社が村及び川俣町において計画している風力発電事業につきまして、以下の日時において住民説明会を開催します。事前申し込みは不要です。

また、1月24日(金)から2月25日(火)までの期間中、飯館村役場において環境影響評価方法書の縦覧を行います。希望の方は、総務課企画係までお問合せください。

日時	場所
2月18日(火) 午後2時～午後3時	飯館村交流センター「ふれ愛館」大研修室 草野字大師堂17番地

問日立造船株式会社 担当：石井、大槻 (☎06-6569-0214)

総務課企画係 (☎0244-42-1613)

福島県最低賃金が改定されました

令和元年10月、福島県最低賃金が改定されましたのでお知らせします。

○地域別最低賃金

福島県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

※特定(産業別)最低賃金が適用される労働者を除きます。

福島県最低賃金	最低賃金額(時間額)	効力発生日
	798円	令和元年10月1日

問福島労働局賃金室 (☎024-535-4604)

○広報誌による「お知らせ」

広報なみえ 令和2年2月号

情報

福島県の 最低賃金が改定

令和元年10月1日に福島県の最低賃金と特定（産業別）最低賃金が改定されました。

■地域別最低賃金（時給）

●最低賃金額……………798円

■特定最低賃金（時給）

●計量器など精密機器製造業……………867円

●輸送用機械器具製造業……………869円

●自動車小売業……………867円

●電気・情報通信機械器具製造業……………833円

●非鉄金属製造業……………865円

※詳しくは左記または各労働基準監督署まで問い合わせてください。

■福島労働局賃金室

TEL 024(536)4604

「ふくしま 就職ガイダンス （合同企業説明会）」 が開催

▽対象者

●令和3年3月卒業（修了）予定の大学院、大学、短期大学などの学生

●平成30年3月以降に大学

院、大学、短期大学などを卒業（修了）した人

▽日時・場所

●東京会場

3月2日(月)

10時～17時

池袋サンシャインシティ（東京都豊島区東池袋3-1-14）

●福島会場

3月5日(木)

10時～17時

ビッグパレットふくしま（郡山市南二丁目52）

※予約不要・参加費無料です。

《東京会場》

問 般社団法人キャリア支援機構

TEL 024(941)1711

《福島会場》

問 福島労働局職業安定課

TEL 024(529)5396

福島広域雇用促進 支援協議会からの お知らせ

■職場体験実習

「大人のインターンシップ」

説明会

1人15分程度の個別説明会（参加費無料）

申 問 福島広域雇用促進支援協議会南相馬窓口（南相馬市役所商工労働課内）

TEL 0244(26)7690

●南相馬会場

▽日時（※予約不要）

2月18日(火)

13時30分～15時30分

▽会場

ハローワーク相馬

（南相馬市原町区桜井町1-127）

▽日時（※要予約）

2月27日(木)

13時～15時

▽会場

求職者カフェ@南相馬

（南相馬市原町区大木戸金場77 南相馬ジャスコ内）

●相馬会場

▽日時（※予約不要）

2月19日(水)

9時30分～11時30分

▽会場

ハローワーク相馬

（相馬市中村1-12-1）

●富岡会場

▽日時（※予約不要）

2月25日(火)

9時30分～11時30分

▽会場

ハローワーク富岡

（富岡町大字小浜字大膳町109-1）

申 問 福島広域雇用促進支援協議会南相馬窓口（南相馬市役所商工労働課内）

TEL 0244(26)7690

環境影響評価方法書の 縦覧および説明会 の開催

日立造船株式会社が、飯館村および川俣町において計画している「風力発電事業」に係る環境影響評価方法書を縦覧します。また、住民説明会を実施します。

▽縦覧書類

（仮称）笹峠風力発電事業

環境影響評価方法書

▽縦覧場所

浪江町役場本庁舎3階

産業振興課

▽縦覧期間

2月25日(火)まで

▽意見書

3月10日(火)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名、住所および意見を記入の上、意見書箱に投函するか、問合せ先に郵送してください。

■住民説明会

▽日時

2月19日(水)

14時30分～15時30分

▽場所

浪江町役場本庁舎3階

301会議室

問 日立造船株式会社風力発電事業統括部

TEL 0244(34)0247

担当 石井、大槻
TEL 06(6569)0214

税理士の 無料相談会が開催

▽日時

2月23日(日)

10時～16時

▽場所

イオン相馬店

（相馬市馬場野字雨田51）

道の駅南相馬

（南相馬市原町区高見町2-30-1）

問 東北税理士会相馬支部

TEL 0244(36)1215

JR福島駅で 町の特産品を展示

▽期間

2月19日(水)まで

▽場所

JR福島駅西口 新幹線のりかえ口改札内

「つつくしまコレクション」

展示コーナー

▽展示物

大堀相馬焼・なみえ焼そばなど

問 産業振興課商工労働係

TEL 0244(34)0247

○広報誌による「お知らせ」

川俣町広報誌への折り込みチラシ

令和2年2月1日

「（仮称）笹峠風力発電事業」に係る説明会のお知らせ

日立造船株式会社が計画する「（仮称）笹峠風力発電事業」に関する説明会を実施しますのでお知らせいたします。

1. 説明会の内容
風力発電事業の概要や環境影響評価方法書の内容を説明いたします。
2. 説明会の場所、日時
日時：令和2年2月15日（土） 10時00分～
場所：飯坂公民館

日時：令和2年2月15日（土） 13時00分～
場所：山木屋公民館

日時：令和2年2月15日（土） 15時00分～
場所：小綱木公民館
3. 環境影響評価方法書の縦覧場所、期間
場所：川俣町役場企画財政課、小綱木公民館、飯坂公民館及び
山木屋地区「とんやの郷」情報コーナー
期間：令和2年1月24日（金）～2月25日（火）
時間：平日の開庁時間
4. 意見書の提出
環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である方法書の名称・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和2年3月10日（火）までに問い合わせ先へ郵送ください（当日消印有効）。
5. 事業の場所
飯館村及び川俣町の行政界周辺（裏面の図2参照）
6. 環境影響調査実施会社
一般財団法人日本気象協会
7. 問い合わせ先
日立造船株式会社 電話番号：06-6569-0214
〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
担当者：石井、大槻

○インターネットによる「お知らせ」

福島県のウェブサイト

福島県 Fukushima Prefecture

ふくしまから はじめよう。 Foreign language(English and 中国語・韓国語) サイトマップ

文字の大きさ 拡大 標準 色を変える 白 黒 青 Custom Search 検索

組閣でさがす カレンダーでさがす

くらし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 ホーム > 分類でさがす > くらし・環境 > 自然・環境 > 環境保全対策 > 環境影響評価実施案件 > (仮称) 笹舥風力発電事業

環境影響評価実施案件

(仮称) 笹舥風力発電事業

ツイート いいね! 印刷用ページを表示する 掲載日：2020年1月24日更新

〈更新情報〉

令和2年1月24日、環境影響評価方法書の公告、縦覧が開始されました。

事業の名称	(仮称) 笹舥風力発電事業	
事業者	日立造船(株)	
事業の種類	風力発電所設置事業	
事業の実施区域	飯館村及び川俣町の行政界周辺	
事業の規模	出力 最大73,100kW (定格出力4,300kW級の風力発電機を最大17基設置)	
関係地域(※)	飯館村、川俣町、二本松市、伊達市、浪江町	
公告日	令和元年8月29日	
縦覧期間	令和元年8月29日～令和元年9月30日	
意見書提出期間	令和元年8月29日～令和元年9月30日	
配慮書	縦覧場所 福島県庁西庁舎8階生活環境部環境共生課、飯館村役場総務課、川俣町役場企画財政課、川俣町小堀木公民館、川俣町飯坂公民館、川俣町山木屋地区「とんやの郷」情報コーナー、伊達市役所生活環境課、二本松市役所生活環境課、二本松市役所岩代支所、二本松市役所東支所、浪江町役場産業振興課	
福島県環境影響評価委員会	開催日	令和元年10月7日(事業者説明等) 議事概要 [PDFファイル/360KB]
知事意見	通知日	令和元年10月28日 本文 [PDFファイル/339KB]
公告日	令和2年1月24日	
縦覧期間	令和2年1月24日～令和2年2月25日 電子縦覧 https://www.hitachizosen.co.jp/	
意見書提出期間	令和2年1月24日～令和2年3月10日	
縦覧場所	福島県庁西庁舎8階生活環境部環境共生課、飯館村役場総務課、川俣町役場企画財政課、川俣町小堀木公民館、川俣町飯坂公民館、川俣町山木屋地区「とんやの郷」情報コーナー、伊達市役所生活環境課、二本松市役所生活環境課、二本松市役所岩代支所、二本松市役所東支所、浪江町役場産業振興課	
方法書	(1)飯館村交流センターふれ愛館 令和2年2月18日 午後2時～3時、(2)川俣町飯坂公民館 令和2年2月15日 午前10時～11時、(3)川俣町山木屋公民館 令和2年2月15日 午後1時～2時、(4)川俣町小堀木公民館 令和2年2月15日 午後3時～4時、(5)伊達市月星中央交流館 令和2年2月19日 午後7時30分～8時30分、(6)二本松市東和文化センター 令和2年2月18日 午後6時～7時、(7)浪江町役場三階301会議室 令和2年2月19日 午後2時30分～3時30分	
説明会の開催		
意見数		
福島県環境影響評価委員会	開催日	
知事意見	通知日	

○インターネットによる「お知らせ」
日立造船株式会社のウェブサイト（1）


日立造船株式会社
Hitech Zosen

[文字サイズ](#)
[標準](#)
[拡大](#)
[地球儀](#)
[検索](#)
[新着情報](#)
[お問い合わせ](#)

[製品紹介](#)
[研究開発・技術](#)
[企業情報](#)
[株主・投資家の皆さまへ](#)
[CSR](#)
[採用情報](#)

トップ (仮称)笹峠風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称)笹峠風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧について

「(仮称)笹峠風力発電事業」に係る環境影響評価方法書(以下、方法書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- 事業者の名称** 日立造船株式会社
代表者の氏名 取締役会長兼社長 谷所 敬
事務所の所在地 大阪市住之江区南港北1丁目7番88号
- 事業の名称** (仮称)笹峠風力発電事業
種類 風力(陸上)
規模 発電設備出力 最大7万3千100キロワット
- 事業実施想定区域** 福島県相馬郡飯舘村及び川俣町の行政界周辺
- 縦覧場所** 福島県生活環境部 環境共生課
飯舘村役場 総務課企画係
川俣町役場 企画財政課、飯坂公民館(月曜休館)、
小湊木公民館、山木屋地区「とんやの郷」情報コーナー
伊達市役所 生活環境課
浪江町役場 産業振興課
二本松市役所 生活環境課、岩代支所、東和支所
(いずれも、土・日・祝祭日を除く開庁時)
- 縦覧期間** 2020年1月24日(金)～2020年2月25日(月)
(当ホームページでの縦覧期間も同様といたします。)
- 電子縦覧** ※Internet Explorerでご覧いただけます。
それ以外の環境(Google Chrome等)では正常に表示できない可能性があります。

■方法書
表紙目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章 対象事業の目的及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
3.1 自然的状況
3.2 社会的状況
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解

<http://www.hitachizosen.co.jp/csr/>

日立造船株式会社のウェブサイト（2）

	第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解  第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 6.1 調査予測及び評価の手法(1)  6.2 調査予測及び評価の手法(2)  第7章 その他環境省令で定める事項 7.1 その他環境省令で定める事項(1)  7.2 その他環境省令で定める事項(2)  第8章 環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 
地 	
	 要約書 
7 意見書の提出 見の	方法書について環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・ご意見(ご意見理由を含む)をご記入の上、以下のいずれかの方法でご意見をお寄せください。 ご記入いただいた個人情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。 (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(2020年3月10日(火)まで) (2) 当社宛に郵送(2020年3月10日(火)まで ※当日消印有効)  意見書用紙 (PDF版)   意見書用紙 (Word版)
8 説明会の開催	※いずれも開催は1時間程度を予定します。 ・飯盛村交流センターふれ愛館(飯盛村草野字大師堂17番地) 2020年2月18日(火)14:00～ ・飯坂公民館(川俣町飯坂字南古堂道内4番地1) 2020年2月15日(土)10:00～ ・山木屋公民館(川俣町山木屋字小塚5番地8) 2020年2月15日(土)13:00～ ・小綱木公民館(川俣町小綱木字脇11) 2020年2月15日(土)15:00～ ・月舘中央交流館(伊達市月舘町月舘字ウルシ坊19番地1) 2020年2月19日(水)19:30～ ・浪江町役場3階301会議室(浪江町大字幾世橋字六反田7番地2) 2020年2月19日(水)14:30～ ・二本松市東和文化センター(二本松市針道字上台132番地) 2020年2月18日(火)18:00～
9 お問い合わせ先	日立造船株式会社 社会インフラ事業本部 風力発電事業統括部 (担当)石井、大槻 〒559-8558 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号 TEL 06-6569-0214 (土・日・祝祭日を除く。午前9時から午後5時まで)

○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称) 笹峠風力発電事業 環境影響評価方法書」を、次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間・時間

令和2年1月24日（金）から令和2年2月25日（火）まで
（土・日・祝日を除く開庁時）

2. 閲覧にあたっての留意事項

- ・方法書をご覧になった方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙にお名前・ご住所を必ずご記入の上、意見書箱にご投函ください。
- ・方法書及び要約書は、当縦覧場所にてご覧くださいますようお願いいたします。お持ち帰りはお遠慮ください。
- ・方法書及び要約書のコピー（複写）は禁止と致しております。

3. 意見書の受付

「(仮称) 笹峠風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱に投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 令和2年1月24日（金）から令和2年3月10日（火）まで
（郵送の場合は、当日消印有効です。）

○送付先（郵送の場合）

〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社 風力発電事業統括部 石井、大槻 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所（法人その他の団体にあたっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により意見の理由を含めて記載してください。）

※方法書は下記URLでも公表しています。

<https://www.hitachizosen.co.jp/>

以上

ご意見記入用紙

※閲覧のみの場合でも、お名前・ご住所をご記入のうえ、意見書箱への投函をお願い致します。

○意見書の郵送先 〒559-8559 大阪市住之江区南港北1丁目7番89号
日立造船株式会社 風力発電事業統括部 石井、大槻 宛

○意見書の提出期限 令和2年3月10日(火)[当日消印有効]

令和2年 月 日

[illegible]

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。

